

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 土屋 晴 巳

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

新南陽総合支所

地域政策課、市民福祉課

教育委員会事務局新南陽総合出張所

2 監査の範囲

平成31年4月（一部平成30年4月）から令和2年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年4月6日から令和2年7月8日まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

新南陽総合支所

地域政策課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあつた。
	措置状況	今後は適正な手続を実施します。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	業務委託について、仕様書と報告書の記載内容が異なるものがあつた。
	措置状況	適正な報告書を受理しました。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。
	措置状況	未登載のものについて、備品管理システムに登載しました。